

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。（第六条関係）

第二 自衛隊法の一部改正

予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備すること。（第七十三条の三及び第七十五条の八関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、第二は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（

附則第一項関係）

二 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定めること。（附則第二項及び第三項関係）